

議案第98号

加西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

加西市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年11月30日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市手数料条例の一部を改正する条例

加西市手数料条例（昭和 42 年条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

1	租税及び公課に関する証明	1 件につき	300 円
---	--------------	--------	-------

」を

「

1	租税及び公課に関する証明	1 件につき	300 円 (自動交付機利用の場合 250 円)
---	--------------	--------	-----------------------------

」に

改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

(審議資料)

平成22年2月に証明書自動交付機を更新することに伴い、住民の利便性とサービスの向上に資するため新たに交付する証明書として税に関する証明（所得証明・課税証明・納税証明）を追加するにあたり、住民票等の自動交付機による発行手数料と均衡を図るため、自動交付機利用の場合の手数料を300円から250円に改定するもの。